

外部資金からの研究代表者（P I）等の人件費支出により確保された財源についての研究力向上に資する活用方針

令和3年 3月30日 学長裁定
令和4年10月 1日 一部改正
令和5年 8月 1日 一部改正

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（P I）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ）の趣旨を踏まえ、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における、外部資金からP I等の人件費を支出する制度（以下「本制度」という。）により確保された運営費交付金の活用方針（以下「本方針」という。）について、以下のとおり定める。

1. 定義

本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部資金 補助金等、共同事業費及び受託事業費の直接経費、寄附金銭（学術研究に要する経費又は教育研究の奨励のための経費に充てることを目的とする場合に限り。）並びに学術指導の指導料をいう。
- (2) P I等 研究代表者をはじめとする外部資金による研究等の事業等の遂行に従事する常勤教員又は特任教員（1週の所定勤務時間が38時間45分である者に限り。）であって、自身の人件費の全てが運営費交付金から支出されているもの（本制度を現に利用しているものを含む。）をいう。

2. 研究力向上に係る目標

世界をリードする先進的な研究を展開するため、全学的なマネジメント体制の下で、研究者が安定して研究に専念でき、かつ、研究者の能力が最大限発揮できる環境を整備するとともに、研究の高度化・活性化を図るための支援体制を強化することを目標とする。

3. 当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

本制度により確保された財源については、下記のとおり活用するものとし、その支給、配分方法等については、別に定める。

- (1) 外部資金から人件費を支出したP I等への支援
 - イ P I等の処遇改善への活用
 - ロ P I等の研究費として活用
- (2) 若手研究者への支援
- (3) 研究設備や研究環境の整備への支援
- (4) 公的資金及び民間資金獲得の促進・強化に係る取組への支援
- (5) 多様な人材獲得の促進に係る取組への支援

4. 執行にあたる留意事項等

- (1) 外部資金の使途は研究費等を獲得したP I等が自らの責任において研究等の着実な遂行のために判断するものであり、大学側が直接的・間接的にP I等の人件費の拠出を強制するものではない。
- (2) 本方針に掲げる目標の達成に向け、以下の施策と併せて取り組むこととする。
 - イ 研究者の研究活動における業績に対する評価結果が直接的に給与等のインセンティブとして反映される評価制度の実施及び継続的な改善
 - ロ 年俸制におけるインセンティブの充実を図るための十分な財源の確保及び処遇への反映の強化
- (3) 本方針については、本学に所属するP I等の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。